

BEPS(Base Erosion and Profit Shifting) 「税源浸食と利益移転」

September 2015



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2015 年 1 月時点で、世界 73 ヶ国に業務を展開し、15,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

最近、経済関連の話題の中で BEPS という言葉をよく耳にするようになりました。これは、国際税務分野における新たな取り組みである Base Erosion and Profit Shifting の略称で「税源浸食と利益移転」と日本語で表現されます。

近年、多国籍企業からの税収が減少傾向にあることが問題視されています。リーマンショック後の財政悪化や所得格差の拡大を背景に、一部の欧米多国籍企業が然るべき国で適切な納税をしていないことが英国議会等において政治問題化したことを契機として、各国が協調し制度調和を図るべく、税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避行為を防止するため、国際的組織であるOECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）におけるBEPS行動計画として15のアクションプランが掲げられ、2015年12月末までに最終報告がまとめられる予定となっています。

その後、日本を含むOECD加盟国や中国を含むG20メンバーは、それぞれの国内における制度化に向けた動きをとることになっています。

これまで、国際税務とは、2国間条約により自国の課税権を調整し、グローバル経済の発展を阻害する国際的2重課税を排除することをその主要な使命として発展してきました。しかしながら、近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化並びにインターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス化の急速な発展に伴い、多くの多国籍企業は従来の租税条約等の枠組みを利用することにより国際的課税負担低減スキームを開発し、特定の国の課税権として捉えられてきたものを著しく侵害するようになりました。

例えば、グーグルは2006年から2011年の間に英国での売上額180億ドルに対して法人税負担は1,600万ドルであり、これについて2012年11月に実施された英国下院決算委員会の公聴会での質問には、合理的な制度に従ったものである旨を述べたものの、決算委員会からは道徳的に許しがたいものとの厳しいコメントを受けるものとなっています。

ここでグーグルが国際的課税負担低減のために採用していたダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチと呼ばれるスキームは、各地で得た利益をアイルランド、オランダ、アイルランド、英国領バミューダに送金することにより、税率の高いイギリスにおいては課税所得を極めて効率的に低減するという複雑なものでした。

現在、このようなスキームの多くが多国籍企業により採用されていますが、これらの採用自体は現時点における国際税務の観点からは、合法的なものと考えられています。

しかしながら、同時に、このように国内で活発な経済活動を行う多国籍企業に対して、課税権を行使できないスキームの利用は、各国の財政に極めて重大な不安定要素をもたらすものであり、これらの企業行動を誘発する現在の国際課税の枠組みを転換させることの必要性が強く叫ばれるものとなりました。また、このためには2カ国間の条約だけでは不十分であり、より多くの国において同時に採用できるような制度的な担保が必要とされることになりました。

これらの多国籍間における同時採用という観点から、従来より国際課税について関与を行ってきた国際的機関であるOECDによる提言という形をとりつつも、強い拘束力を有しないOECDによる提言に対して、各国政府部門の合議体であるG20における首脳宣言という形で、各国が協力して全面的な支持を与えるという対応がとられることとなりました。

また、中国についてはOECDのメンバーではないものの、今年2015年にOECDとの協力協定に署名するとともに、OECD開発センターのメンバーとなり、さらに、2016年はG20においても議長国を務める主要メンバーとして、既に様々な政治宣言の中でBEPSへの対応に強い支持を表明しており、中国関連ビジネスに携わる上では今後、BEPSに関する理解を深めることが必要不可欠になっていくものと考えられます。

つまり、BEPSとは、ヨーロッパを中心に100年以上続いてきた2国間の租税条約をその基礎とする国際税務の枠組みについて転換をもたらすものといえ、今後の国際税務における新しい流れの基礎をなすものといえます。

次回以降では、BEPSに掲げられる以下の15項目についてその概要と日本及び中国における取扱いについて解説していききたいと思います。

項目	対応問題
1 電子経済の課税上の課題への対応	電子経済（源泉判断）
2 ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化	国際調整（租税条約）
3 CFC税制（外国子会社合算税制）の強化	国際調整（課税権侵害）
4 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限	国際調整（租税条約）
5 透明性や実体の考慮による有害税制への効果的対抗	国際調整（課税権侵害）
6 条約濫用を防止	国際基準（租税条約）
7 PE認定の人為的回避防止	国際基準（租税条約）
8 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保：無形資産	国際基準（課税権侵害）
9 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保：リスクと資本	国際基準（課税権侵害）
10 移転価格の結果が価値の創造と一致することの確保：その他リスクの高い取引	国際基準（分配）
11 BEPSのデータを収集・分析する方法とそれに対処する行動の確立	課税権調整効率化
12 納税者のアグレッシブなタックス・プランニングの開示要請	課税権調整効率化
13 移転価格関連の文書化の再検討	課税権調整効率化
14 紛争解決メカニズムを効率化	課税権調整効率化
15 各措置の迅速な実施（多国間協定開発）	迅速化

この記事は三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のChina Reportからの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

Japan Desk BEIJING OFFICE

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

901 City champ Building

No.12 Tai Yang Gong Zhong Lu, Chao Yang District,
100028, Beijing, China

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Fax. +86 (0)10 8429 8081

More informations on
www.mazars.cn